

生活保護受給者・生活困窮者等への自立支援関係事業の委託事業者公募 質問への回答

【自立支援専門員事業等】

No	資料名等	頁	1	(1)	質問内容	回答
1	家計改善支援事業業務委託仕様書	1	3	(1)	<p>「特定被保護者のうち、甲が設置する福祉事務所が、家計改善支援の支援決定をした者」はどの程度発生する見込みか。「家計改善支援員の手引き(案) R7.2.26時点版」(p18)では、あらかじめ特定被保護者の選定に係る考え方を設定するとあるが、県の見解をお伺いしたい。</p> <p>また、仮に特定被保護者の支援決定が想定よりも過剰になった場合、契約金額の変更はありうるか。</p>	<p>特定被保護者対象事業による支援に関する厚生労働省からの通知によると、特定被保護者の範囲は</p> <p>① 被保護者の状況に照らして将来的に保護を必要としなくなるものが相当程度見込まれる者</p> <p>② 福祉事務所が生保事業を実施していない場合において、特定被保護者対象事業の利用が必要と認める者と示されております。詳細については、福祉事務所と協議の上、定める予定です。</p> <p>原則として、契約金額の増額変更はありません。</p>
2	実施要領	5	7	(9)	<p>「厚生労働省による国庫負担金・補助金の内示額に基づく事業費が2の(4)の委託料上限を下回った場合、委託契約額を変更することがある。」とあるが、「協議の上、変更契約を行う場合がある」と解釈してよいか。</p>	お見込みのとおりです。

【就労支援専門員事業等】

No	資料名等	頁	1	(1)	質問内容	回答
1	就労準備支援事業仕様書	3	6	コ	就労体験先への交通費管理・雛形・報告方法の確認。	<p>就労体験先への交通費は、契約書に定める別紙様式により年度末に報告をいただく予定です。</p> <p>様式には証拠書類の写しの添付を必要としますので、報告に必要な管理をしていただくこととなります。</p>